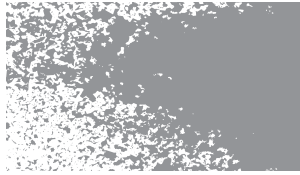


第Ⅳ章

整備・活用



第Ⅳ章 整備・活用

1. 整備・活用の基本方針

①現状保存の原則を踏まえた史跡の価値の顕在化と積極的な活用

整備と活用にあたっては、史跡の価値を損なうことのないよう、地下遺構も含め現状での保存を原則とする。また、発掘調査・史料調査等の調査成果に基づき、史跡の価値の顕在化により、来訪者が史跡の文化的価値を理解しやすいような整備・活用を目指すとともに、史跡を広く認知してもらう機会を増やすため、現状保存の原則を踏まえつつ、積極的な活用を図る。

②史跡の現状に応じた適切な保存措置（修復整備等）の実施

本史跡は、中近世から近現代にわたる金銀生産システムに係る様々な遺構等が、海岸から山林にわたる多様な立地環境の中に残されている。そのため、史跡によって保存状況が異なるため、遺構等の状態や性質（素材）に合わせた整備・活用方法を検討する。特に、史跡を構成する要素の中でも、建造物で単体としても文化財の価値を有し、かつ緊急の保護措置が必要な遺構については、本計画との整合に留意しつつ、同時並行的に詳細調査・保護措置について別途検討を進める。

③史跡の本質的価値を顕在化し、来訪者が価値を理解しやすい公開活用方法や整備の検討

本史跡には、中近世から近現代にわたり操業された金銀鉱山の技術、経営、鉱山に暮らした人々の生活の変遷の歴史を示す遺構が、広い範囲に鉱山ごとにまとまりを持って残っている。そのため、史跡の本質的価値の顕在化を図るとともに、来訪者が地域別、時代別に史跡を巡りながら、本質的価値を理解できるような公開方法や必要な整備を整備活用計画で検討する。

④関連文化財とのネットワーク化を考慮した整備

佐渡島には、史跡指定範囲周辺も含め、金銀生産活動に関する史跡が広域かつ広大に分布している。それらの関連文化財とのネットワーク化等の広域的な活用を視野に、史跡佐渡金銀山遺跡全体における活用を考慮した整備の在り方を検討する。

⑤既存文化施設等を活かした情報提供の推進

佐渡市には、市町村合併前に設置された各自治体の博物館等の施設があり、鉱山資源等を活用した観光目的の民間施設を含め、市内には数多くの文化施設が点在している。そのため、来訪者が史跡の本質的価値を理解するための情報提供は、既設のものの一部改修を行って有効活用するとともに、来訪者の理解や利便性の向上を図るための新設も検討する。

⑥周辺環境との調和

本史跡周辺には、指定地内と連続して鉱山操業時の様子を今に伝える山林等の自然的な環境が良好に残されている。そのため、史跡指定範囲のみならず、周辺環境の景観との調和にも配慮し、関係法令との調整を図る。

⑦来訪者の安全対策

史跡内は、鉱山遺跡としての性格や、立地等の特性から人の立ち入りが困難な場所も存在するため、公開する範囲や公開方法を慎重に検討するとともに、来訪者の安全にも配慮する。

2. 整備・活用に向けた方策

(1) 整備・活用に向けた調査・計画の進め方

史跡の整備・活用にあたっては、今後、史跡の保存状況を把握したうえで、それらの情報に基づき整備活用計画を策定する。また、整備後の遺構の状態について経過観察を実施し、保存措置の効果と事業の進め方を検証するものとする。

1) 調査

① 既存調査成果の整理

- ・ 史跡の位置や自然的・社会的環境、産業遺産システム上での位置づけなど、文化的価値や歴史的経過などを確認する。

② 現況調査

- ・ 遺構の分布状況や残存状況を把握するための発掘調査をはじめとする各種調査や研究を継続的に実施する。
- ・ 遺構の保存状況を把握するために、実測図の作成及び破損状況の調査を実施する。

2) 整備活用計画

① 整備・活用方針の検討

- ・ 全体の整備・活用方針の検討（保存すべき年代の検討等）
- ・ 地区別の整備・活用方針の検討

② 整備・活用方法の検討

- ・ 活用方法の検討（公開計画、ルート計画、サイン計画等）
- ・ 主として保存のための整備〔復旧（修理）〕に関わる方法の検討
- ・ 主として活用のための施設整備に関わる方法の検討

③ 事業スケジュールの検討

- ・ 整備事業の実施期間・手順の検討（短期的及び中長期的に実施する整備等）

④ 運営・体制の検討

- ・ 整備事業の推進、実施及び整備後の経過観察の運営・体制の検討

3) 経過観察

- ・ 保存管理に関する計画の実現状況や遺構等の破損状況を把握するための指標の設定
- ・ 活用・整備に関する事項の実現状況を把握するための指標の設定
- ・ 運営・体制に関する事項の実現状況を把握するための指標の設定

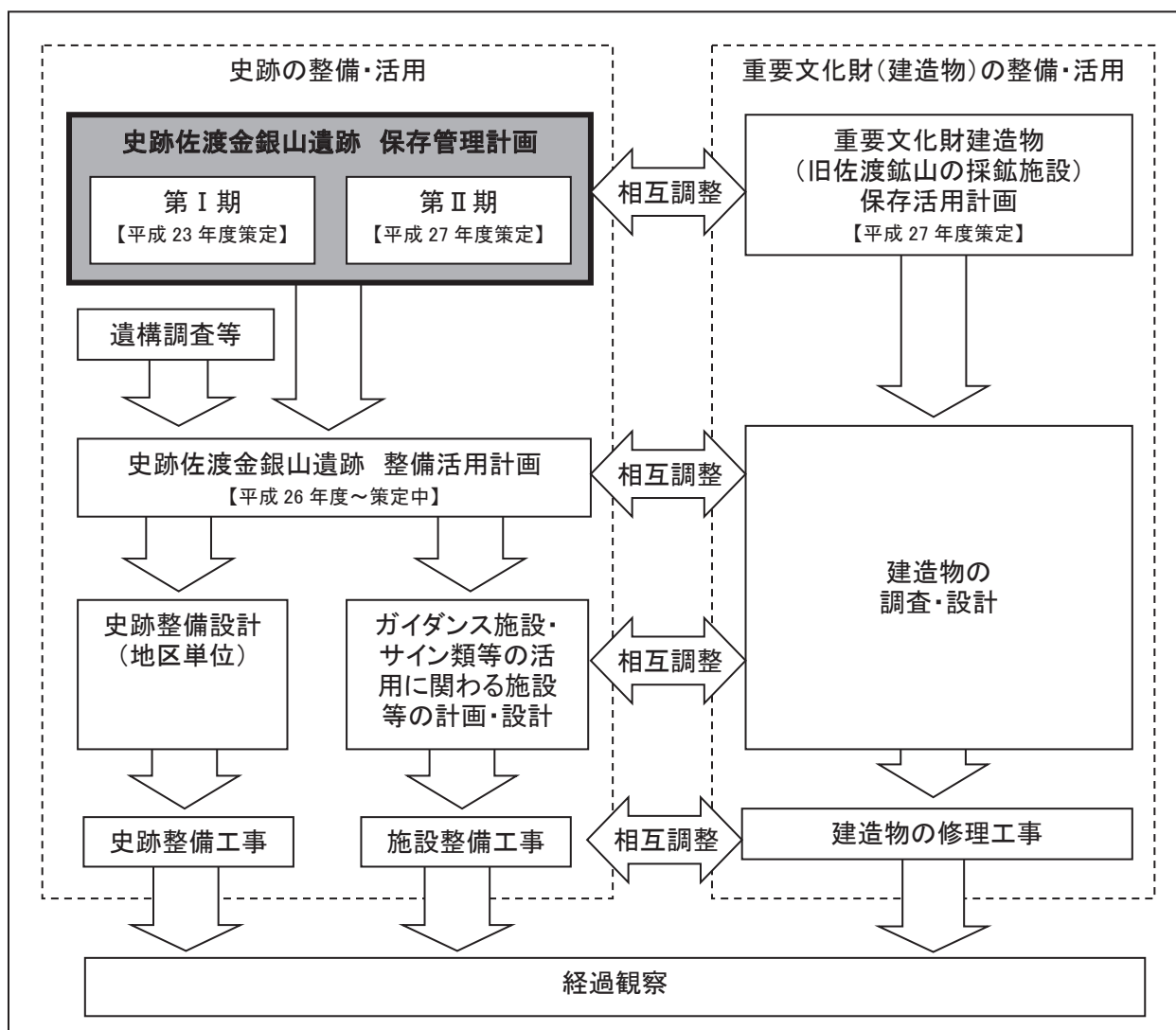


図 4-1：整備・活用に向けた調査・計画の流れ

(2) 整備・活用の方向性

佐渡金銀山遺跡は、遺跡の性格や素材が異なる様々な遺構により構成されているため、各々に整備方法を定める必要がある。また、遺構は、広範囲に分布するとともに、その数も多いため、長期的な取組みも必要となることから、史跡の公開や活用を考慮して、来訪者に対して、史跡の価値の理解や、安全性を確保するために必要な整備を優先的に先行して実施し、段階的に整備を進める。

1) 活用の方向性

史跡佐渡金銀山遺跡は、中世から近現代に至る鉱業技術の変遷を中心に、日本の鉱山が歩んできた足跡を辿りながら、新たな価値や魅力を発見することのできる文化資源である。この価値を周知化するために、積極的な活用を行う。

現在、積極的な公開・活用が図られている地区は、指定箇所の一部の地区にとどまるが、今後は、未整備・未公開など活用の進んでいない地区についても、地域住民、行政・学校教育関係者等が協働で活用策を検討する。

- 保存管理や公開を通じて文化財保護の普及啓発や地域振興につながり、史跡が地域の誇りとして継承されるように活用事業を実施する。
- 史跡に対する正しい理解と認知度の向上のために、解説パンフレットやインターネット等を利用した情報の発信や、講演会やシンポジウム等による調査成果の公表及び保存意識の醸成を積極的に行う。
- 史跡の特性である中世から近現代までの歴史的変遷が理解されるように、テーマ別の見学ルートの設定や安全に史跡を巡るための交通手段を検討する。
- 史跡の価値を理解するための調査研究・学習・展示・ガイダンス機能や、広範囲に渡る史跡の情報発信機能を有する施設の設置を検討する。
- 市内の鉱山関連文化財や他の文化・観光資源等とのネットワークを構築して、文化財が保有する魅力と地域の回遊性を向上させ、相乗的価値を高める。
- 佐渡市及び新潟県佐渡地域振興局等関連する行政機関の役割の明確化を図り、連携体制を強化する。また、行政機関と民間組織との連携を図るため、共通の認識と目的を持ち協働で事業が進められる体制を構築する。

2) 整備の方向性

整備の実施にあたっては、史跡の本質的価値を維持するため現状保存を原則とするが、周囲の景観との調和にも配慮した整備を実施する。

なお、整備は活用も視野に入れ検討するものとし、来訪者の理解向上と安全面にも配慮しながら、公開による本質的価値が損なわれることのないよう整備と活用を進める。

- 保存整備年代については、産業遺産としてのシステム理解のために、各鉱山単位で統一した年代設定を行うことが望ましいが、施設の残存状況や整備に必要な情報等を考慮し、個々の施設で適切な整備年代を設定する。
- 地上遺構で、後年の改変が著しいものに対しては、原状への復旧を検討する。
- 木・石・鉄材、コンクリート素材による地上遺構に対し、保存のため必要な場合には補強工事や保存科学処理等の保存措置を図る。
- 地下遺構は現状保存とするが、崩落の危険性のある遺構に対しては、補強工事による遺構保護を検討する。
- 活用に資するために、案内・説明板及び道標等のサイン類や解説施設等を整備し、デザインの統一化を図る。
- 各史跡が有機的な価値をもつため、総体的理解が得られるよう動線の整備を進め、さらにはガイダンス施設を設置する。

(3) 地区区分別の整備・活用の方向性

各地区の整備・活用の方向性及び整備の具体例は、次の表のとおり。

表 4-1：地区区分別の整備・活用の方向性及び整備の具体例 1/5（西三川砂金山地域、鶴子銀山地域）

地域	保存管理の地区区分		保存管理の方針 （第Ⅲ章で整理した内容）	整備・活用の方向性	整備の具体例	
西三川砂金山地域	A：西三川砂金山跡	A-1：虎丸山エリア	●急峻な斜面地の裸地景観を西三川砂金山地域のシンボルの景観として保存していくために、山林内の砂金採掘に関連する遺構の定期点検（モニタリング）を中心とした現状保存を行う。	＜活用の方向性＞ ・山林内に遺構が点在しており、斜面地等の立入りが困難な場所が多いため、採掘跡の急斜面を遠望できる眺望点を設定して公開する。 ＜整備の方向性＞ ・定期点検（モニタリング）により確認された遺構のき損等に関して適切な復旧及び必要に応じて遺構や周辺への被害の拡大防止策を行う。	遺構保存	・水路跡・堤跡・堰・石組遺構等のき損箇所等の復旧、保存環境の改善（被害の拡大防止） ※点検で確認された遺構を対象に実施
		A-2：五社屋山エリア	●山林内の砂金採掘に関連する遺構の現状保存と顕在化のための樹林等の植物の維持管理を行う。	＜活用の方向性＞ ・公開可能な範囲を中心にガイド付き等で限定的に公開する。 ＜整備の方向性＞ ・斜面地崩落の被害防止策や崩落箇所の復旧を行う。 ・発掘調査により明らかとなった地下遺構を展示（解説板等）する。	遺構保存 活用整備	・遺構や斜面地の崩落防止に必要な樹木整備（伐採等）や落石や土砂流出の防止策 ・崩落箇所の進行防止措置及び復旧 ・公開ルートの設定と誘導サインの整備 ・解説板等の設置
		A-3：金山江エリア	●水路跡の遺構の定期点検（モニタリング）を中心とした現状保存を行う。	＜活用の方向性＞ ・広域に遺構が分布しており、斜面地等の立入りが困難な場所が多いため、当面は遺構の保存を主とした維持管理を行う。将来的には安全が確保できる箇所の部分的な公開を行う。 ＜整備の方向性＞ ・定期点検（モニタリング）により確認された遺構のき損等に関して適切な復旧及び必要に応じて遺構や周辺への被害の拡大防止策を行う。 ・遺構の保存に影響を及ぼす可能性の高い箇所を把握し、被害を防ぐ対策を行う。	遺構保存	・水路跡等のき損箇所等の復旧、保存環境の改善（被害の拡大防止） ※点検で確認された遺構を対象に実施
		A-4：笹川集落エリア	●集落内の歴史的な建造物の維持管理や修復を行う。 ●立残山山林部の砂金採掘に関連する遺構の定期点検（モニタリング）を中心とした現状保存と、来訪者の安全確保のための斜面崩落防止対策を行う。	＜活用の方向性＞ ・笹川集落については、生活・生業の場所であるため地域住民の生活に配慮した公開を前提とし、金子勘三郎家、金山役宅跡、大山祇神社に限定した公開や、ガイド付き等で限定的に公開し、車の乗り入れ及び立ち入り制限などの来訪者マナーの周知を行う。 ・金子勘三郎家については、公有化・保存修理実施後、管理や活用の拠点的な施設として公開する。 ・大山祇神社については、境内地の公開のほか、能舞台の積極的な活用を図る。 ・立残山山林部については、斜面地等の立入りが困難な場所が多いため、採掘跡の急斜面を仰望できる場所からの公開を行う。 ＜整備の方向性＞ ・金子勘三郎家については、建物等の修理を行い、活用に必要な整備を行う。 ・金山役宅跡については、発掘調査を実施し、調査で明らかとなった地下遺構を展示（解説板等）する。 ・大山祇神社については、建物等の修理を行い、活用に必要な整備を行う。 ・立残山山林部については、定期点検（モニタリング）により確認された遺構のき損等に関して適切な復旧及び必要に応じて遺構や周辺への被害の拡大防止策を行う。	遺構保存 修復 活用整備	・遺構や斜面地の崩落防止に必要な樹木整備（伐採等）や落石や土砂流出の防止策 ・立残山山林部の水路跡・堤跡・石組遺構等のき損箇所等の復旧、保存環境の改善（被害の拡大防止） ※点検で確認された遺構を対象に実施 ・金子勘三郎家の建造物の調査及び調査結果に基づく修理 ・大山祇神社の建造物の調査及び調査結果に基づく修理 ・金子勘三郎家を活用するためのトイレや駐車スペース等の便益・管理施設の整備 ・公開ルートの設定とサイン整備（既設サインへの追加） ・民間地への立入防止柵等の来訪者誘導対策

表 4-2：地区区分別の整備・活用の方向性及び整備の具体例 2/5（相川金銀山地域 1/4）

地域	保存管理の地区区分		保存管理の方針 （第Ⅲ章で整理した内容）	整備・活用の方向性	整備の具体例	
鶴子銀山地域	B： 鶴子銀山跡		●山林内の間歩、露頭掘り跡等の生産関連遺構を中心に、遺構の現状保存と顕在化のための樹林等の植物の維持管理を行う。	<活用の方向性> ・遺構を取り巻く自然環境の散策を主体に、職住一体の中世の金銀生産システムが理解できる場としての活用を図る。そのために、当面は古道から視認できる遺構を中心として顕在化を図り、ガイドツアー等を主とした公開を行う。 <整備の方向性> ・指定地内に分布する遺跡の保存、及び古道の顕在化と周辺の歴史的環境の保存を図る。	遺構保存	・主要な間歩、露頭掘り跡の保存 ・人工林の保全
					修復	・鶴子道など古道の復旧
					活用整備	・説明板の設置 ・便益施設（ベンチ、便所）の整備 ・安全上の施設（間歩への転落防止柵、階段）整備
相川金銀山地域（1/4）	C： 相川金銀山跡	C-1： 濁川及び周辺エリア	●沿道に点在する採鉱に関連する遺構の適切な維持管理とともに、遺構保存や来訪者の安全確保のための斜面崩落防止対策を行う。	<活用の方向性> ・鉱山施設（坑道等）については来訪者の安全確保が可能なものについてのみ内部の公開をガイド付き等で限定的に公開する。 <整備の方向性> ・斜面地崩落の被害防止策や崩落箇所の復旧を行う。 ・公開に必要な安全対策やルート整備、サイン設置を計画的に実施する。	遺構保存	・遺構や斜面地の崩落防止に必要な樹木整備（植栽・伐採等）や落石や土砂流出の防止策 ・石垣・石積等の崩落箇所の進行防止措置及び復旧
		C-2： 水金沢水系及び右沢周辺エリア	●山間地に広範囲に点在する採鉱に関連する遺構の定期点検（モニタリング）を中心とした現状保存を行う。	<活用の方向性> ・広大な山間部に遺構が点在しており、斜面地等の立入りが困難な場所が多いため、当面は遺構の保存を主とした維持管理を行う。 <整備の方向性> ・定期点検（モニタリング）により確認された遺構のき損等に関して適切な復旧及び必要に応じて遺構や周辺への被害の拡大防止策を行う。 ・遺構の保存に影響を及ぼす可能性の高い箇所を把握し、被害を防ぐ対策を行う。	活用整備	・公開ルートの設定とルートへのサイン整備 ・露頭掘り跡・間歩跡等への立入防止柵等の利用者への安全対策
	D： 道遊の割戸		●自然の岩山を削り取った遺構面を、佐渡金銀山遺跡のシンボルの景観として保存していくために、遺構の定期点検（モニタリング）を行うとともに、斜面崩落防止対策を行う。	<活用の方向性> ・近世～近代の採鉱のシンボリックな景観であることを考慮し、近景からの公開のみならず、遠方からの視点場等からの眺望の維持、整備にも配慮する。 <整備の方向性> ・本史跡を代表する遺構であり、地下遺構並びに地上遺構共に現状保存に努める。 ・落石等で危険な箇所については、史跡保存及び防災の観点から整備を進める。	遺構保存	・露頭掘り跡、間歩跡の保護措置の検討・安全対策 ・地下遺構（坑道岩盤）の修理の検討 ・急峻な斜面地の崩落防止及び安全対策
	E： 宗太夫間歩		●近世の佐渡金銀山を代表する大型斜坑である遺構の現状保存と、公開活用に必要な諸施設の維持管理や安全対策を行う。	<活用の方向性> ・既に鉱業権者により公開活用されていることから、引き続き保存を前提とした公開を行う。公開にあたっては、本来の坑道と整備された部分が明確に理解できるよう努めることとし、近世の「採鉱」の場が体感できる場として活用を図る。 <整備・活用の方向性> ・公開する数少ないの近世坑道として、価値の顕在化と活用の促進を図る。	活用整備	・史跡指定地外を含む展示施設の維持管理
	F： 南沢疎水道		●通水坑道の現状保存と排水処理機能の継続に必要な維持管理を行う。	<活用の方向性> ・鉱業法上の規定により内部の公開ができないことから、坑道外にて解説板及び公開施設等でその機能や価値等の周知を図る。 <整備の方向性> ・開通から現在に至るまで相川金銀山の坑内水を排水し続けており、今後もその機能を維持し、遺構の保存状況の把握と適切な管理を図る。	遺構保存	・コンクリート補修箇所、電気配線施設などの修繕
					活用整備	・解説板等の必要に応じた更新 ・公開施設等による解説のさらなる充実

表 4-3：地区区分別の整備・活用の方向性及び整備の具体例 3/5（相川金銀山地域 2/4）

地域	保存管理の地区区分		保存管理の方針 （第Ⅲ章で整理した内容）	整備・活用の方向性	整備の具体例	
相川金銀山地域（2/4）	G：近代遺跡	G-1： 大立地区近代施設エリア	● 竪坑櫓を中心とする近現代構造物の適切な保存管理と、鉄・コンクリート等の素材の定期点検（モニタリング）に基づく適切な手法による復旧を行う。	＜活用の方向性＞ ・重要文化財建造物である大立竪坑及び捲揚機室を始めとした近代施設を通じて、近現代の金銀生産システムにおける「採鉱」の場が体感できる場として活用を図る。 ＜整備の方向性＞ ・近現代構造物と近世間歩群跡を一体とした整備を目指す。 ・史跡と内部の機械類は一体のものとして整備を進める。 ・県道に隣接することから、岩盤崩落防止への対応など安全面に配慮する。	遺構保存	・石造遺構（捲揚機室入口・石積擁壁等）の保護措置 ・周辺の主要な間歩跡の保存措置の検討・安全対策 ・周辺地盤の崩落防止及び安全対策（南側駐車場）
		G-2： 高任・間ノ山地区（諏訪隧道・神明トンネル含む）	● 近現代坑道や選鉱関連遺構等の適切な保存管理と、鉄・コンクリート等の素材の定期点検（モニタリング）に基づく適切な手法による復旧を行う。	＜活用の方向性＞ ・重要文化財建造物を含む近代施設を通じて、近現代における「採鉱」「選鉱・製錬」「運搬」といった一連の金銀生産システムを理解することができる場として活用を図る。 ・高任地区と間ノ山地区を連携した公開活用を図る。 ＜整備の方向性＞ ・構造体として残存する坑道等の地下遺構、建造物等の地上遺構の保存を図る。 ・地下に遺存する軌道等の地下遺構の保存を図る。 ・内部の機械類は史跡と一体のものとして整備を進める。 ・既存の便益施設等の整備にあたっては、史跡への景観保全に配慮する。 ・史跡に隣接する近現代遺構の保存に努める。	修復	・鉄材構造物（竪坑櫓及びチップラー等）の補強及び修理 ・コンクリート構造物（大立竪坑捲揚機室内壁面並びに天井部）の補強及び修理
					活用整備	・大立竪坑巻揚機室内における来訪者の安全対策の検討 ・通路の修繕及び安全対策
					遺構保存	・石造遺構（石垣、坑道入口部分、間ノ山上橋、間ノ山下橋等）の保護措置 ・高任公園内の軌道の保護措置
		G-3： 北沢地区（御料局佐渡支庁跡含む）	● 近現代構造物及び跡地の適切な保存管理と、鉄・コンクリート等の素材の定期点検（モニタリング）に基づく適切な手法による復旧を行う。 ● 歴史的景観に馴染まない施設の将来的な移転等も視野に入れた取扱いを検討する。	＜活用の方向性＞ ・近現代の金銀生産システムにおける「選鉱・製錬」及び「管理（修理）」を理解することができる場として活用を図る。また、御料局佐渡支庁跡では近現代の鉱山に関する情報提供の場として活用を図る。 ＜整備の方向性＞ ・地下遺構並びにコンクリート構造物、煉瓦建造物等の地上遺構の保存を図る。 ・史跡内及び史跡周辺の景観保全に努める。	修復	・コンクリート構造物（間ノ山搗鉱場、高任貯鉱舎等）、鉄骨造建造物（高任粗砕場、分析所等）の修理 ・石造遺構（石垣、坑道入口部分、間ノ山上橋、間ノ山下橋等）の修理 ・道遊坑、高任坑の軌道の復元 ・神明トンネル、諏訪隧道の修理及び軌道の復元 ・旧事務所棟の修理 ・軌道及び基礎土台の修理及び復元
					活用整備	・高任地区から間ノ山地区に至る見学ルートの整備 ・既設の休憩、便益施設（四阿、便所等）の修景 ・道路施設の修景
					遺構保存	・コンクリート構造物（北沢浮遊選鉱場、キューポラ）の保護措置 ・石造遺構（濁川護岸）の補修等 ・斜面の補修・復旧（50mシックナー側）
		G-4： 戸地地区	● 戸地川第二発電所の建造物の維持管理と周辺遺構の修復を検討する。 ● 山林内の水路や取水口の遺構の現状保存と顕在化のための樹林等の植物の維持管理を行う。	＜活用の方向性＞ ・発電所建造物を公開する。 ・山林部の発電所関連遺構をガイド付き等で限定的に公開する。 ＜整備の方向性＞ ・発電所建造物の公開に必要な整備を行う。 ・斜面地崩落の被害防止策や崩落箇所への復旧を行う。 ・公開に必要な安全対策やルート整備、サイン設置を計画的に実施する。	修復	・コンクリート構造物（北沢青化・浮選鉱場、50mシックナー等）の修理 ・煉瓦造建造物（北沢火力発電所発電機室棟）の修理 ・木造建造物（旧鉱山本部事務所）の修理 ・石造遺構（濁川護岸）の修理 ・遺構の復元（橋）の検討
					活用整備	・公開施設（相川郷土博物館）内部の利活用方法の検討と展示の更新 ・教育施設（伝承館、博物館収蔵庫、名誉町民資料館等）の修景 ・道路施設（ガードレール）の修景
					遺構保存	・遺構や斜面地の崩落防止に必要な樹木整備（伐採等の適切な樹木管理）や落石や土砂流出の防止策 ・河川流域の取水口等の遺構に対する流路変更等の保護措置
					修復	・建造物内に保管される送電器具等の調査・復旧
					活用整備	・発電所建造物（木造）の防火設備の設置及び耐震補強 ・公開ルートの設定とルートへのサイン整備

表 4-4：地区区分別の整備・活用の方向性及び整備の具体例 4/5（相川金銀山地域 3/4）

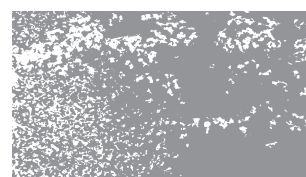
地域	保存管理の地区区分		保存管理の方針 （第Ⅲ章で整理した内容）	整備・活用の方向性	整備の具体例	
相川金銀山地域（3／4）	H： 大間エリア		●港湾に面した近現代遺構の劣化進行防止のための維持管理や補強及び計画的な修復を行う。	＜活用の方向性＞ ・経済活動に配慮して、アクセスルートや公開範囲を設定する等、限定的に実施していく。 ＜整備の方向性＞ ・看板や案内板、柵等は、必要に応じて補修や更新など必要な措置をとる。 ・遺構の保存修理を行う場合は旧状に復することを原則とし、詳細調査、修理・修復までの間は、必要な応急措置を行いながら破損の進行を経過観察する。 ・来訪者のための最小限の通路や駐車スペースの整備を行う。	遺構保存	・遺構の修復までのき損箇所等の被害拡大防止策
					修復	・港湾護岸の調査及び調査結果に基づく復旧 ・運搬関連遺構（トラス橋、クレーン台座、ローダー橋脚、鉱車軌道）等のコンクリート、鉄を用いた建造物の調査及び調査結果に基づく修理 ・木造建造物（捨鉱倉庫、鉱石倉庫）の修理 ・煉瓦造建造物（煉瓦倉庫）のうち、現在も内部を使用しているものの耐震補強 ・建造物の一部が欠損している煉瓦倉庫や大間火力発電所跡の復元・再現方法の検討
					活用整備	・見学ルートの設定と駐車スペースの整備 ・誘導サイン整備（既設サインへの追加） ・海岸部や民間施設等への立入防止柵等の利用者への安全対策
	区 上相川地 上寺町地区	I： 上相川・上寺町エリア	●山林内の集落跡や社寺跡に関連する遺構の現状保存と顕在化のための樹林等の植物の維持管理を行う。	＜活用の方向性＞ ・旧道を活用して、ガイド付き等で鉱山集落関連遺構や信仰関連遺構を公開する。 ＜整備の方向性＞ ・地形の現状維持に必要な措置や、崩落箇所の復旧を行う。 ・発掘調査を実施し、調査で明らかとなった地下遺構を展示（解説板等）する。 ・旧道を活用したルート整備とサイン設置を計画的に実施する。	遺構保存	・テラス等の形状維持に必要な樹木管理（伐採等）や排水施設整備 ・石垣及び斜面地における崩落箇所の進行防止措置及び復旧
					修復	・石垣・石積・墓碑等の石造物の調査及び調査結果に基づく復旧
					活用整備	・公開ルートの設定と誘導サイン整備 ・井戸跡や崖地への立入防止柵等の利用者への安全対策
	J： 佐渡奉行所跡		●佐渡奉行所跡の地下遺構の確実な保存と、復元建造物等を中心とする公開・活用施設の維持管理と機能維持に必要な修復を行う。	＜活用の方向性＞ ・中世及び近世の鉱山に関する情報提供の場及び近世の金銀生産システムにおける「選鉱・製錬」（寄勝場）、「鑄造」（後藤役所）、「管理」、「保管」の場を理解することができる施設として活用を図る。 ＜整備の方向性＞ ・復元建物の御役所は、相川の厳しい気候・風土に適した方法を検討し、修復を図る。 ・史跡周辺の斜面については、防災上の土地の維持と景観配慮の観点から、まち並みと一体となった周辺環境の保全を図る。	遺構保存	・周辺の擁壁等防災施設の周辺遺構に調和した素材、工法等による修景
					修復	・復元建物及び敷地全体の利活用方法の検討 ・御役所の屋根・庇部分や漆喰壁の補修・修理
					活用整備	・京町通りなどまち並み保全事業や重要文化的景観関連事業と連携した来訪者のルート整備
	K： 鐘楼			●鐘楼の適切な維持管理に必要な定期的な補修と公開施設として日常的な維持管理を継続する。	＜活用の方向性＞ ・近世の金銀生産に係る経営や生活に関する理解を深める場として、重要文化的景観と一体となった活用を図る。 ＜整備の方向性＞ ・木造部分は伝統的な和建築技法により修復を図る。 ・後年の改変で歴史的な判断が認められない箇所は旧状への復旧を検討する。 ・市街地内に所在することから周辺環境と一体となった保全を図る。	遺構保存
活用整備						・京町通りなどまち並み保全事業や重要文化的景観関連事業と連携した来訪者のルート整備

表 4-5：地区区分別の整備・活用の方向性及び整備の具体例 5/5（相川金銀山地域 4/4）

地域	保存管理の地区区分	保存管理の方針 （第Ⅲ章で整理した内容）	整備・活用の方向性	整備の具体例	
相川金銀山地域（4／4）	L：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔	●石造物の現状維持に必要な保存施設の設置や遺構の風化対策、保存環境の改善等を行う。	<活用の方向性> ・近世の金銀生産に係る経営や管理（代官・奉行）、信仰に関する理解を深める場として、立地する寺院境内と一体となった活用を図る。また、佐渡市指定天然記念物であるタブ林等の豊かな自然環境を活用した公開方法も検討する。 <整備・活用の方向性> ・保存状況調査を実施し保存に必要な処置を施す。 ・周囲の関連文化財等との一体的な保存と活用を検討する。	遺構保存	・石材の補修及び保存処理
				修復	・史跡に至る石段の修理
				活用整備	・解説板等サインの設置
	M：吹上海岸石切場跡 N：片辺・鹿野浦海岸石切場跡	●海浜部の石切痕跡の遺構の現状保存と、名勝指定地として海岸景観の保全に配慮し、海岸管理者等と連携した維持管理を行う。	<活用の方向性> ・吹上海岸石切場跡の活用にあたっては、他の関連文化財や鎮目奉行墓（県史跡）との連携を図る。 ・片辺・鹿野浦海岸石切場跡の活用にあたっては、ジオパーク事業との連携を図る。 <整備の方向性> ・史跡だけでなく、名勝としての価値保存にも配慮した整備に努める。	遺構保存	・海岸漂着物・ごみの清掃を行い、現状を維持する ・矢穴跡など代表的遺構の保存状況を定期的に観察し、変化が顕著な場合は環境改善又は修理を検討

第 V 章

管理運営



第Ⅴ章 管理運営

1. 佐渡市の責務

史跡佐渡金銀山遺跡が所在する佐渡市は、史跡の保存管理を進めるにあたり文化財保護法を遵守し、文化財保護法に基づく史跡の保存管理団体として、文化財保護の専門職員の配置など一層の体制充実を図り、史跡の保存管理に万全を期するものとする。また、関係部署における史跡の情報共有化と意思統一を推進する場の設置など、全庁的な管理体制の整備を推進し、地域住民や民間団体等とも連携しながら史跡の保存を第一義に管理及び整備を適切に実施する。

2. 基本的方向性

本保存管理計画の範囲は、佐渡金銀山遺跡として指定された各地区及びその周辺区域を対象とする。史跡の保存管理については、本保存管理計画において基本方針や現状変更等の取り扱い基準を決定し、文化財保護法に基づく史跡の管理団体である佐渡市が中心となり適切に保護していく。また、整備工事や活用事業については、基本方針等に則して整備活用計画を策定し、実施していく。

史跡佐渡金銀山遺跡を構成する諸要素は多岐にわたり、種類・性質・状況・素材・年代等様々である。また、それら多種多様な遺跡・遺構が一定のまとまりを保ちながら広域に散在していることも特徴の1つである。そのため、土地所有者や占有者、施設所有者は数多い。その中でも相川金銀山地域の史跡指定地内において広範囲な鉱業権を有し、近現代施設の殆どを所有する株式会社ゴールデン佐渡は、所有者及び鉱業権者の責務として、文化財保護法に基づく史跡の保存管理団体である佐渡市とともに相川金銀山地域を中心とした史跡の管理にあたっている。また、史跡内には、海岸や森林、急傾斜地、道路、河川、電線類、公開施設など様々な地形・インフラ・施設等が内包されており、それぞれの施設管理者によって適切に管理されている。その他、西三川砂金山地域、鶴子銀山地域、相川金銀山地域のそれぞれの地域において文化財の保存と活用を目的とする団体が組織され、史跡佐渡金銀山遺跡の保護活動を行っている。

以上の現状を踏まえ、保存管理体制整備の基本的方向性を下記のとおりとする。

- a. 史跡指定地の管理を担う佐渡市と株式会社ゴールデン佐渡等の所有者は、史跡を適正に保存管理する。
- b. 所有者と管理者は互いに連携し、本保存管理計画を遵守して管理にあたり、経常的な経過観察等現状の把握に努め、史跡の適正な保護のために必要な維持管理業務を行う。
- c. 佐渡市は、史跡の内容を把握するための調査研究を推進し、庁内連携体制の充実、専門的見地からの指導助言を得るための組織の設置など、史跡の保存・整備活用に係る適切な体制を整えるものとする。
- d. 保存管理に市民が参画し保存・活用に取り組むことは、史跡に対する理解を促すとともに、地域共有の宝物として愛着を深めることにも繋がる。今後も、民間保護団体と一層連携・協力しながら市民の参画を進めていく。

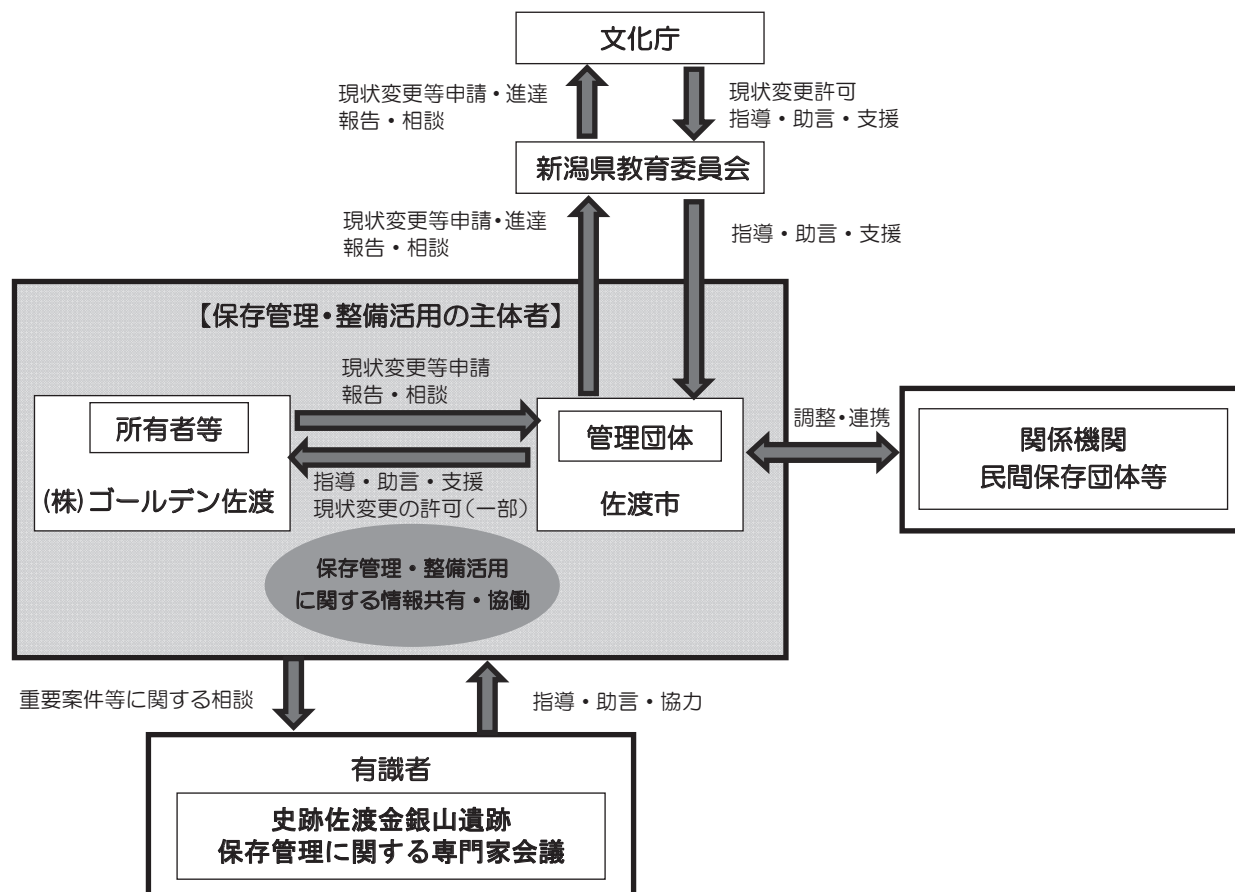


図 5-1：保存管理・整備活用の主体者と関連組織

表 5-1：保存管理・活用に関わる民間団体一覧表（平成 28 年 3 月現在）

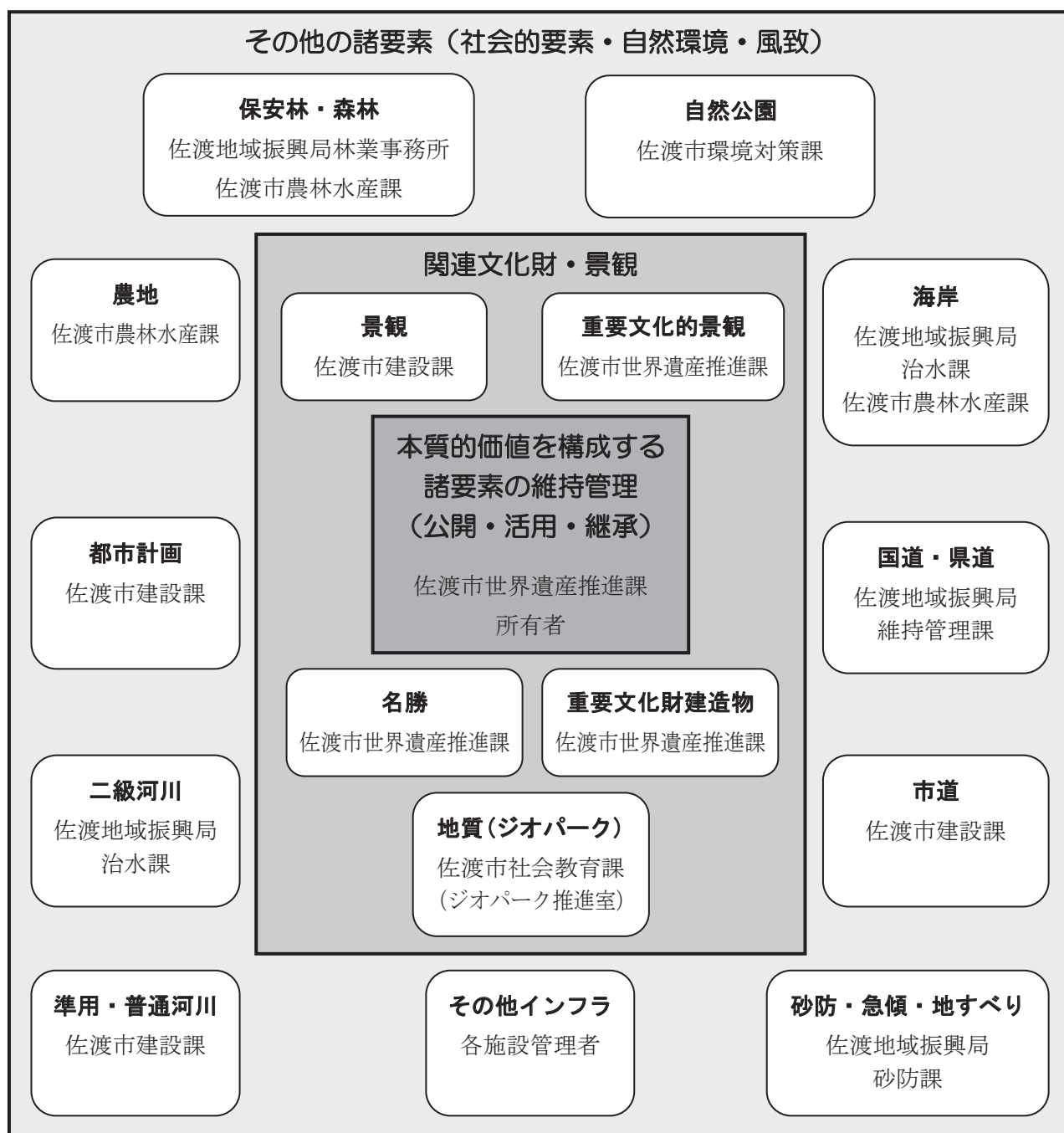
団体名	会員数	活動の概要
佐渡を世界遺産にする会	約 750 人	平成 17（2005）年設立。史跡の構成要素全般にわたって世界遺産に登録するための普及・啓発活動を行っている。平成 28（2016）年からは一般社団法人に移行する予定。
笹川の景観を守る会	31 世帯	平成 22（2010）年設立。砂金採取を生業とした笹川集落の文化的景観を守るため、現状変更等に係る事前協議のとりまとめ、先進地視察、勉強会等を行っている。また、案内看板（説明板）の設置や史跡指定地内の草刈りなど日常的な維持管理を佐渡市と連携して行っている。
上相川を守る会	8 人	平成 19（2007）年に設立。相川金銀山（特に上相川地区）のゴミ拾いや草刈り、看板設置などの環境保全活動を行っている。
京町通りを守る会	12 人	平成 22（2010）年、特定非営利活動法人相川京町町並み保存センターを設立。相川金銀山（特に相川上町地区）のゴミ拾いや草刈り、看板設置などの環境保全活動や建物修景などを行っている。
相川ふれあいガイド	20 人	平成 9～12（1997～2000）年に旧相川町が開催した相川歴史・史跡説明員養成講座受講者が中心となって設立された。相川地区を中心に来訪者へのガイド活動を行っている。
佐渡金銀山古道を守る会	約 70 人	平成 18（2006）年設立。「鶴子銀山へ続く道を歩こう」と協働し、鶴子銀山から相川金銀山に至る旧道のゴミ拾いや草刈りなどの維持・管理活動を行っている。
鶴子銀山へ続く道を歩こう	約 80 人	平成 20（2008）年設立。「佐渡金銀山古道を守る会」と協働し、鶴子銀山から相川金銀山に至る旧道のゴミ拾いや草刈りなどの維持・管理活動を行っている。

3. 維持管理における連携体制

史跡佐渡金銀山遺跡とその周辺区域の適正な保存管理を行う上で、維持管理は遺構等の保存環境を一定の状態で維持する基本的な方法である。維持管理は対象要素の内容に応じて日常的、定期的を実施していく必要があるが、史跡佐渡金銀山遺跡を構成する諸要素は多岐にわたり、それぞれの管理者が対象の特徴・機能に応じた維持管理を実施している。

史跡の保存管理団体である佐渡市は、適正かつ効果的な史跡保護のため、これら個々の施設管理者と情報共有と認識の統一を図り、連携体制の一層の強化を図るものとする（図 5-2）。

また、民間関係団体には史跡の周知化と文化財保護意識の醸成を目的として市民主体による草刈り作業や官民共同による清掃作業、見学会やウォークラリーを実施している組織も少なくないことから連携し、市民主体による日常管理が定着するように促していく。

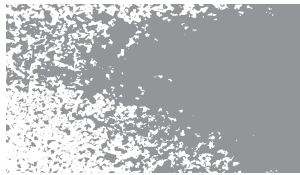


下段：所管部署（平成 28 年 3 月現在）

図 5-2：史跡佐渡金銀山遺跡を構成する要素と維持管理を担う主たる組織

第Ⅵ章

今後の課題



第Ⅵ章 今後の課題

1. 今後の課題

ア. 計画的な調査の実施

史跡佐渡金銀山遺跡は、広範囲に分布する遺跡群であり、遺構の状況が判明していない部分もあるため、史跡の適切な保存管理を継続しつつ、文化財としての価値を高めるためのさらなる調査研究を進める必要がある。また、戸地川第二発電所に係る水路及び第一発電所関連施設等の史跡指定地の周辺域や、新穂銀山等の島内の鉱山遺跡及び鉱山関連施設には既指定地と同等の価値や類似した要素を有するものも存在していることから、遺構分布・範囲確認調査等を計画的に実施し、内容把握に努める。調査にあたっては、史跡相互の関連性や歴史の重層性なども視野に入れ、新たな観点から今後の調査研究に向けた計画を策定することが重要である。

イ. 整備活用計画の策定

史跡佐渡金銀山遺跡は、広範囲に遺構が分布するとともに、対象とする時代も長期間に及ぶため、それらの価値の理解を高め周知化するために、これまでの調査成果や活用実績を基に更なる有効利用が図れるよう、整備活用計画を策定し、十分な検討を進め、計画的に整備事業を行う必要がある。

ウ. 追加指定や公有化の検討

計画的かつ継続的な調査を実施する中で、佐渡金銀山に関連する重要な遺跡が明らかになった場合は、適切な保存や整備・活用を図っていくために、必要に応じて追加指定や公有化による保護策や活用策を検討する必要がある。

エ. 関連計画との連携

重要文化財（建造物）の保存活用計画や重要文化的景観の保存計画等の佐渡金銀山に関連する計画や、都市計画、景観計画等、関連する諸計画との調整を進めながら、史跡の価値の保護を図っていく必要がある。

2. 計画の周知及び見直し

本計画に関しては、「保存管理計画の作成→計画の実施→実施後の評価・検証→計画の見直し」のサイクルをつくり、重要文化財（建造物）保存活用計画や重要文化的景観保存計画等の関連計画と、相互に内容の見直しを行うとともに調整を図りながら、計画の運用を円滑に進めるものとする。

また、今後の学術調査研究の進展、社会情勢の変化、文化財の保存状況等を勘案し、必要に応じて計画を見直し、改訂を行うものとする。

計画の実施にあたり、佐渡市は史跡地所有者・関係機関等への周知に努め、お互いの共通認識を形成する。また、外部に対しては啓発推進のためのパンフレット等の作成・配布、インターネットを通じての情報発信に努めるとともに、教育機関・関係民間団体等とも連携を図り、幅広い周知を図るものとする。

